



※1.電気事業法：電気工作物としての規制

※2.消防法：消防用設備等の非常用電源としての規制

※3.消防法：危険物としての規制

※4.地方自治体が制定した火災予防条例等:対象火気設備としての規制

※5.建築基準法：建築設備の予備電源としての規制

※6.大気汚染防止法：ばい煙発生設備（規制対象になるものに限る）としての規制

※7.液化石油ガス法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する規制

※8.高圧ガス保安法：高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を